

川崎市公共ふ頭における土砂等の安全基準

1. 搬出先の受入条件の確認

提出された書類に基づき、搬出先の受入条件に適合しているかを判断する。

2. 土砂等の安全基準の適否の確認

- ① 土壤土質確認調査票により土砂等の安全基準の適否の確認を行う。
- ② 当該土地が下記の調査区分に該当しない場合、安全基準に適合しているものとして取扱う。
- ③ 提出された『一定の規模以上の土地の形質の変更届出書』をもとに環境局環境保全課に問い合わせ、問題がないか確認する。当該土地が下記の調査区分及び土質検定試験対象地域に該当している場合、汚染の恐れがあるため、必要に応じて土質検定試験を行う。
- ④ 土質検定試験により判断した結果、別添『土質検定試験項目及び基準値』の基準を満たしていれば、安全基準に適合しているものとして取り扱う。

【調査区分】

- ・ 3,000 m²を超える土地の形質の変更を行う場合(掘削及び盛土の合計面積が 3,000 m²を超える場合)

【土質検定試験対象地域】

- ・ 工場・事業場用地又は工場・事業場として使用された土地及び跡地(土地課税台帳等で確認すること)
- ・ 上流に工場・事業場排水を有する河川等
- ・ 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した地域
- ・ 震災等による壊滅的被害を受けた地域
- ・ 薬品により土壤改良等の処理をした地域
- ・ 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- ・ 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層
- ・ その他、臭気のある土壤その他、土壤、水質に異変が認められる地域

3. 土質検定試験の実施

土質検定試験は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」に定める『土壤調査方法』と『土質検定試験項目及び基準値』により行い、土質検定試験結果証明書を提出するものとする。